

# GREEN サービス会員 利用規約

## 無線 Wi-Fi サービス

### 第 1 条(無線機器)

契約者が株式会社 GREEN(以下「当社」という。)に無線 Wi-Fi サービス(以下「本サービス」という。)を申し込み、当社が当該申し込みを承諾した対象機器がサービス機器となります。対象機器の機種は当社指定のものとしますが、契約者は第 5 条に定める場合を除き、対象機器の変更、交換することはできません。

### 第 2 条(本サービスの成立と有効期間及び申し込み内容の変更・取消)

1. 契約は、契約者が本サービスに対して申し込みを行った後、当社が当該申し込みを承諾した時をもって成立し、契約者が当社により解約もしくは解除された時、もしくは他の事由により本サービスが終了する時まで継続するものとします。
2. 契約者は、前項の申し込み内容に変更・取消があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

### 第 3 条(対象機器の引渡し)

1. 当社は、本サービス機器を契約者の指定する日本国内の場所に送付することにより、対象機器を契約者に引渡します。
2. 対象機器の契約者への引渡しの日から 7 日以内に、対象機器について次条に定める保証に反することについての通知が契約者から当社になされない場合、対象機器が正常に動作することにつき契約者が確認したものとみなします。

### 第 4 条(保証)

当社は、契約者に対して対象機器の引渡しの際において対象機器が製品仕様に基づいて正常に動作することのみを保証します。また、当社は、契約者に対して対象機器の商品性および契約者の使用目的への適合性について一切保証しません。

### 第 5 条(修理、交換)

1. 当社は、本サービスの有効期間中に対象機器に故障が発生した場合、当社の選択により、対象機器を有償で修理し、または対象機器を交換します。ただし、以下の場合には、当該有償交換の対象から除外するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
  - (1) 使用上の誤り、当社が認めた機器以外の機器との接続による故障および損傷。
  - (2) 当社から契約者への対象機器の引渡し後の、移動、輸送、落下、液体や異物の混入などによる故障および損傷。
  - (3) 火災、地震、風水害その他の天災地変、公害、塩害、異常電圧などによる故障および損傷。
  - (4) 契約者による不当な修理や改造による故障および損傷。
  - (5) その他契約者の責に帰すべき事由による故障および損傷。
2. 対象機器の故障が契約者の責に帰すべき事由による場合、契約者は、当社が故障の原因調査、または対象機器の交換等の必要な処置のため要した費用を負担するものとします。

### 第 6 条(ソフトウェア)

1. 契約者は、対象機器の一部を構成するソフトウェア(以下「ソフトウェア」といいます)の使用にあたり、当該ソフトウェアの使用許諾条件に同意し、これを遵守するものとします。
2. 契約者は、ソフトウェアに関し、下記事項を行うことはできません。
  - (1) ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のためにソフトウェアの再使用権を設定すること。
  - (2) ソフトウェアを対象機器以外のものに使用すること。
  - (3) ソフトウェアを複製すること。
  - (4) ソフトウェアに対してリバースエンジニア、デコンパイルおよびディスアSEMBルを行うこと。
  - (5) ソフトウェアを変更または修正すること。

### 第 7 条(諸費用等)

1. 契約者は、対象機器が到着した日を課金起算日として、本サービスの有効期間中、サービス代金月額 1,500 円(税抜)を当社に支払います。
2. 本サービスの開始月については、課金起算日が 20 日までの場合は当月を課金開始月とし、課金起算日が 21 日以降の場合は翌月を課金開始月とするものとします。
3. 利用期間は、課金開始月から 2 年間とします。  
※利用期間内に契約者のご都合により本サービスを解約された場合は、違約金をお支払いいただきます。利用期間内解約の場合、課金開始月を 1 カ月目と起算して 12 カ月未満は、16,500 円(不課税)、12 カ月目から 24 カ月未満は 11,000 円(不課税)とします。
4. 契約者は、前項の最低利用期間内に本サービスを解約した場合には、当社が定める期日までに、前項の違約金、及び、解約月末日までのサービス利用料金を一括して支払う義務を負い、すでに支払済みの料金がある場合には当社は払戻しを行わないものとします。
5. 前項の場合において算出される額は、解約があった日現在において利用している本サービスの解約申出対象すべてが基準になるものとします。

### 第 8 条(消費税)

第 7 条に定める諸費用には消費税は含まれないものとし、契約者はサービス代金およびその他の諸費用については、消費税法所定の消費税額を付加して当社に支払うものとします。

#### 第 9 条(対象機器の使用および保管)

1. 契約者は、善良な管理者の注意をもって、対象機器を使用、保管するものとします。
2. 契約者は、対象機器に貼付される当社の対象機器に対する所有権を示す表示、検査調整済みであることを示す表示等を消去、上書、隠ぺいおよび改ざんしないものとし、対象機器を改造しないものとします。
3. 本サービスの有効期間中に、契約者により対象機器、またはその設置、保管および使用により第三者に損害を与えた場合、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、契約者が第三者に対して当該損害を賠償するものとします。
4. 転居などの理由により対象機器の使用場所を変更した場合、契約者は当社に対し、新たな使用場所を通知するものとします。

#### 第 10 条(対象機器の毀損、滅失、紛失)

1. 契約者が、対象機器を毀損、滅失、紛失した場合、直ちに当社に通知するものとします。
2. 契約者が、契約者の責に帰すべき事由により対象機器を毀損、滅失または紛失したと当社が判断した場合、契約者は当社に対して、対象機器の損害賠償金として、対象機器1セットあたり5,000円(税抜)を支払うものとします。なお、理由の如何に関わらず、損害賠償金の返却は一切行いません。
3. 前項に定める損害賠償金については、当社が契約者より回収することができるものとします。

#### 第 11 条(輸出の禁止)

契約者は、対象機器を日本国内のみで使用するものとし、対象機器を日本国外に輸出することはできません。

#### 第 12 条(転貸、譲渡等の禁止)

1. 契約者は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、対象機器を第三者に転貸することはできません。
2. 契約者は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、対象機器を第三者に譲渡し、対象機器について質権、抵当権および譲渡担保権その他一切の権利を設定し、または他の方法により対象機器を処分することはできません。
3. 契約者は、対象機器について、第三者からの強制執行その他の法律行為などによる、対象機器に対する当社の所有権の侵害から対象機器を保全するとともに、対象機器に対する当社の所有権の侵害またはそのおそれのある事態が発生した場合には、直ちに当社に通知し、契約者の責任と費用負担により速やかに当該事態を解消させなければなりません。
4. 第3項の場合において、当社が自ら必要な措置をとった場合、契約者は当社が負担した一切の費用を負担するものとします。
5. 第1項および第2項の定め違反があった場合、契約者は、当該契約者による違反により当社が被った損害を賠償するものとします。

#### 第 13 条(解約)

契約者は、当社に対して、所定の手続を経て通知することにより、本サービスの解約を申し込むことができます。但し、解約は当社が、この申し込みを承諾した期日をもって成立するものとします。

#### 第 14 条(解除)

契約者が、本サービス代金その他当社に対して負担する金銭債務の支払いを1回でも遅延し、または本特約の定め1つにでも違反した場合、当社は本サービスを直ちに解除できるものとし、この場合、契約者は直ちに当社に対し、違約金を支払わなければならない。かつ、未払いのサービス代金その他一切の金銭債務全額を当社に支払わなければならない。ただし、上記の本サービスの解除は、当社の契約者に対する損害賠償請求の権利を妨げるものではありません。

#### 第 15 条(対象機器のサポート)

対象機器に関しての契約者のサポートは、当社及び販売代理店において行います。

#### 第 16 条(権利義務の譲渡等)

契約者は、予め当社の書面による承諾を得ない限り、本サービス上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

#### 契約の申込の撤回

1. お客様が電話勧誘販売または訪問販売でご契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面または電磁的記録で当社に通知することにより無条件で契約の解除(クーリング・オフ)を行うことができ、その効力は書面を発したときから発生します。
2. この場合お客様は ①当社から損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。 ②既に引き渡された商品の引き取りに関する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払い義務はありません。 ③お客様は既に代金または対価の一部または全部を支払っている場合には、速やかにその金額の返還を受けることができます。 ④お客様は、商品を使用し、または権利を行使して得られた利益に相当する金額を請求されることはありません。
3. 上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、当社から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付された日から8日を経過するまでは、書面または電磁的記録によりクーリングオフをすることが出来ます。

<郵送の場合>

〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 3-1-27 船場大西ビル 101 号室

<FAX の場合>

GREEN 事務センター FAX:050-3488-4512

<メールの場合>

info@green06-co.jp